

① 剰余金処分案(損失処理案)について

剰余金処分案(損失処理案)とは、決算によって当期利益が算出され、前期繰越利益若しくは前期繰越損失を加減した金額を処分又は処理するために作成するものです。剰余金処分、損失てん補に当たっては、法令及び定款の規定に従って作成しなければなりません。

② 剰余金処分の方法

組合法及び定款に定められている積み立ては、当期利益(繰越損失を控除した金額)を基にして行わなければなりません。当期利益(繰越損失を控除した金額)の金額が少額であっても積み立てを行います。

〈剰余金処分案と損失処理案のどちらを作成するか〉

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
当期末処分剰余金	1	△1	△2	△2
組合積立金取崩	0	1	3	0
剰余金処分額	1	0	0	0
次期繰越剰余金	0	0	1	△2

※ケース1・ケース3は剰余金処分案を作成、ケース2・ケース4は損失処理案を作成

③ 法定利益準備金

定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければなりません。

④ 特別積立金

毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければなりません。

⑤ 教育情報費用繰越金(法定繰越金)

毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければなりません。

3. 通常総会で定款変更が議決された場合は認可申請する

事業を追加する、役員の数を変更するなど通常総会において定款変更が議決された場合は定款変更認可申請書を作成し、中央会を経由して所管行政庁へ提出し、認可を受けることが必要です。認可申請を行っていないため、トラブルになったケースもあります。

4. 代表理事等の登記事項を変更した際は登記申請する

定款変更のうち法に規定する登記事項については、2週間以内(従たる事務所の所在については3週間以内)に、所轄法務局に登記の申請をしなければなりません。(定款変更のある場合は、行政庁からの認可到達後)

登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられますので十分注意して下さい。

法に規定する登記事項

① 代表理事変更

総会で役員を選挙があった場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、所轄法務局で代表理事の変更登記申請をしなければなりません。また、代表理事が再選された場合にも登記申請をしなければなりません。代表理事が変更になった場合、改印届は申請書と同時に提出してください。

② 名称、地区、公告の方法の変更

③ 事業の変更

④ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

⑤ 事務所移転

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合せください。

山形県中小企業団体中央会

〒990-8580 山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F
TEL:023-647-0360 / FAX:023-647-0362